

協力業者事業主 各位

鈴与建設株式会社  
環境安全管理室

## 鈴与建設「安全責任者教育」受講について

日頃、当社工事における安全衛生管理活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、建設現場の混在作業下における安全衛生水準向上のキーマンである工事責任者（以下、職長）の役割の重要性に鑑み、当社の社内ルールにおいて、「協力会社の事業主は、鈴与建設の元請又はJVスポンサー工事において作業を行う場合、鈴与建設が実施する「安全責任者教育」を修了した職長を、現場毎に最低1名以上常駐させなければならない。」としております。

つきましては、業務多忙な中とは思われますが本趣旨にご理解いただき、当社現場に職長として入場を予定する方の当該講習受講をお願い致します。

### 記

#### 1. 「安全責任者教育」受講が必要な方

鈴与建設の元請又はJVスポンサー工事において、新たに協力会社の職長（労働安全衛生法第60条に基づく職長・安全衛生責任者教育14時間の修了者）として就く方

※ 受講申込に際して、職長・安全衛生責任者教育修了証の写しをご提出いただきます。

#### 2. 「安全責任者教育」の概要

- 【内 容】
- 1) 関係法令と職長の責任
  - 2) 鈴与建設の社内ルール（安全衛生テキスト）
  - 3) 職長の職務と労働者に対する指導・教育方法
  - 4) リスクアセスメントを取り入れた「作業手順書」の演習

【時 間 数】 原則として4時間（午後半日）

【講 師】 鈴与建設 環境安全管理室（新CF T講座修了者）

【場所・頻度】 静岡県内工事：「鈴与興津研修センター（静岡市）」にて2ヶ月に1回  
静岡県外工事：各作業所長と調整の上、現場事務所、貸し会議室等において随時実施

【受 講 料】 テキスト代、修了証発行手数料として、1名につき2,000円（税込み）を講習当日に現金にて支払いをお願い致します。その際、できる限りおつりのないようお願い致します。また、領収証をその場でお渡し致します。

【そ の 他】 受講後に当社「安全責任者」認定の修了証をお渡し致しますので、現場入場時に携帯して下さい。

なお、修了証に有効期限はありませんが、安全衛生関係法令の改正、労働災害の動向等に伴い環境に変化が生じた場合に、通知・召集し「再教育」を行う場合がありますので、予めご了承ください。

【申込方法】 当社ホームページ（協力業者の皆様へ）安全責任者教育関係書類）をご覧くださいか、お電話にて鈴与建設 環境安全管理室（054-354-3420）までお問い合わせ下さい。

以上